- ◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第50号)
 - 1 特別職の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第3条、第4条関係)
 - (1) 6月に支給する場合においては、100分の140に引き下げること。
 - (2) 12月に支給する場合においては、100分の155 (平成22年12月にあっては、100分の150) に引き下げること。
 - 2 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行することとした。ただし、1(1)及び1(2)(平成22年12月に係る部分を除く。)は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第51号)
 - 1 一般職の職員のうち再任用職員以外の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第38条関係)
 - (1) 6月に支給する場合においては、100分の122.5 (特定幹部職員にあっては、100分の102.5) に引き下げること。
 - (2) 12月に支給する場合においては、100分の137.5 (平成22年12月にあっては100分の135、特定幹部職員にあっては100分の117.5 (平成22年12月にあっては、100分の115)) に引き下げること。
 - 2 一般職の職員のうち再任用職員に12月に支給する期末手当について、支給割合を100分の80 (特定幹部職員にあっては、100 分の70) に引き下げることとした。(第38条関係)
 - 3 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第39条関係)
 - (1) 再任用職員以外の職員においては、100分の67.5 (平成22年12月にあっては100分の65、特定幹部職員にあっては100分の87.5 (平成22年12月にあっては、100分の85)) に引き下げること。
 - (2) 再任用職員においては、100分の32.5 (平成22年12月にあっては100分の30、特定幹部職員にあっては100分の42.5 (平成22年12月にあっては、100分の40)) に引き下げること。
 - 4 一般職の職員の義務教育等教員特別手当について、支給限度額を月額8,000円に引き下げることとした。(第40条の2関係)
 - 5 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行することとした。ただし、4 は平成23年1月1日から、1及び3(いずれも平成22年12月に係る部分を除く。)は同年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第52号)
 - 1 職員のうち再任用職員以外の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第29条関係)
 - (1) 6月に支給する場合においては、100分の122.5に引き下げること。
 - (2) 12月に支給する場合においては、100分の137.5 (平成22年12月にあっては、100分の135) に引き下げること。
 - 2 職員のうち再任用職員に12月に支給する期末手当について、支給割合を100分の80に引き下げることとした。(第29条関係)
 - 3 職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第30条関係)
 - (1) 再任用職員以外の職員においては、100分の67.5 (平成22年12月にあっては、100分の65) に引き下げること。
 - (2) 再任用職員においては、100分の32.5 (平成22年12月にあっては、100分の30) に引き下げること。
 - 4 職員の義務教育等教員特別手当について、支給限度額を月額8,000円に引き下げることとした。(第31条の2関係)
 - 5 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行することとした。ただし、4 は平成23年1月1日から、1及び3(いずれも平成22年12月に係る部分を除く。)は同年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第53号)
 - 1 一般職の任期付研究員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第6条関係)
 - (1) 6月に支給する場合においては、100分の140に引き下げること。
 - (2) 12月に支給する場合においては、100分の155(平成22年12月にあっては、100分の150)に引き下げること。

2 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行することとした。ただし、1(1)及び1(2)(平成22年12月に係る部分を除く。)は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)
 - 1 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第9条関係)
 - (1) 6月に支給する場合においては、100分の140に引き下げること。
 - (2) 12月に支給する場合においては、100分の155(平成22年12月にあっては、100分の150)に引き下げること。

2 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行することとした。ただし、1(1)及び1(2)(平成22年12月に係る部分を除く。)は、平成23年4月1日から施行することとした。(附則関係)